

関心事 (2010年5月)

1. トクホの効能で、定期報告 (消費者庁)

消費者庁は、健康食品の表示制度の改善策を打ち出しました。食品に「体脂肪を減らす」などの効能表示 (特定保健用食品＝特保) が認められた企業に、安全性や効き目に関する情報を集めさせ、定期的に消費者庁への報告を義務づけ、実際の効能にずれが生じれば表示の変更を求めることとなります。健康食品に対する消費者の信頼を高めるのが狙いです。

昨年秋、低脂肪で健康によいとされ、特保の表示許可を得ていた花王の食用油「エコナ」に安全性の問題がもちあがり (表示許可はその後失効して製造中止)、特保の表示制度への信認が揺らぎました。消費者庁は、「健康食品の表示に関する検討会」を設置し対応策を協議してきました。詳細を詰めた上で年内にも実施するとのこと。 「日経」2010年5月24日夕刊

一方、トクホ市場につきましては、4月27日の「朝日新聞」で、デフレによる低価格志向と「エコナ」の自粛の影響で、前年比19%減の5,494億円に大幅に減少したとのこと。

2. 栄養表示基準に基づく相対表示の明確化 (消費者庁 消費表第151号、平成22年5月12日)

消費者庁は、「カロリーハーフ」「カルシウム2倍」という表示をするときは、比較対象食品を明示し、当該食品100g当りの熱量 (エネルギー) や栄養成分の量も表示するように食品表示を明確化することを決め、食品メーカーを指導するように都道府県に通知しました。期限は、本年9月30日です。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin294.pdf>

3. 消除予定添加物名簿の公示及び訂正の申出 (厚生労働省) 第3次消除

5月18日、「食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律」附則第2条の3第1項に規定する「消除予定添加物名簿」が、厚生労働省より公示されました。

昨年 (2009年) 10月5日、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長は、「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について (周知依頼)」を、都道府県等の衛生主管部局宛に発し、消除予定添加物名簿 (案) を公表しておりました。訂正の申し出は、11月17日までです。

1996年4月16日：既存添加物名簿 (平成8年厚生省告示第120号)；489品目

2004年2月、7月：第1次消除 (38+1品目)；450品目

2007年8月：第2次消除 (32品目)；418品目

2011年2月？：第3次消除 (案125品目 ⇒ 公示80品目)；338品目？

今回の第3次消除の対象は、①現に販売の用に供されていないもの (従前の通り)、②食品添加物としての目的で使用実態が確認できなかったもの (例えば、健康食品のみ) です。

4. 大幅に遅れている食品添加物の新規指定

2009年6月4日に、指定添加物は393品目となりましたが、その後は指定されていません。4品目の香料 (国際汎用香料) と香料以外の2品目の食品添加物が、6月に告示される可能性があります。

1) 2-エチルピラジン (香料)

2) 2-メチルピラジン (香料)

- 3) 2-メチルブチルアルデヒド (香料)
- 4) 2-ペンタノール (香料)
- 5) ステアロイル乳酸ナトリウム (乳化剤、安定剤)
- 6) ソルビン酸カルシウム (保存料)

また、次の4品目の香料(国際汎用香料)と香料以外の4品目の食品添加物が、内閣府食品安全委員会の健康影響評価を終え、薬事食品衛生審議会で審議中あるいは消費者庁と協議中とされています。

- 7) プロピオンアルデヒド (香料)
- 8) 6-メチルキノリン (香料)
- 9) 3-メチル-2-ブタノール (香料)
- 10) 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン (香料)
- 11) L-グルタミン酸アンモニウム (調味料)
- 12) 次亜塩素酸水
- 13) フルジオキシニル
- 14) 亜塩素酸ナトリウム

また、4品目の香料(国際汎用香料)と香料以外の1品目の食品添加物が食品安全委員会の健康影響評価を終え、厚生労働省の検討が順調に進んでいます。

- 12) 2-エチル-5-メチルピラジン (香料)
- 13) イソペンチルアミン (香料)
- 14) ブチルアミン (香料)
- 15) フェネチルアミン (香料)
- 16) ケイ酸マグネシウム (製造用剤)

さらに、4品目の香料(国際汎用香料)が、食品安全委員会のパブコメに入っている。

- 17) トリメチルアミン (香料)
- 18) 1-ペンテン-3-オール
- 19) 3-メチル-2-ブテノール
- 20) ピペリジン

5. こんにゃくゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底(消費者庁 消安全第111号)

5月19日の消費者庁の通知によりますと、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止については、既に平成21年1月8日に、関係団体に対して協力要請を行ってきたところですが、今般、独立行政法人国民生活センターにより実施された実態調査において、一部改善の図られていない状況が確認された」ので、再発防止策の徹底を図る観点から、製造及び流通関係団体等に対し、周知徹底を通知したとのことです。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100519kouhyou_3.pdf

6. 「ミラクルミネラルソリューション」による健康リスク(カナダ)

5月12日、ヘルスカナダ(Health Canada)は、飲料水処理用としてインターネットで販売されている未承認医薬品Miracle Mineral Solution(MMS)の使用による健康リスクについて警告しました。本品は、ウェブサイトによれば、MMSは28%亜塩素酸ナトリウム溶液です。使用方法に従ってこの製品を使用すると、ヘルスカナダが設定している飲料水中の亜塩素酸ナトリウムの耐容一日摂取量(TDI)

の約 200 倍になるので、重大な健康被害をもたらす可能性があるとしています。既に、ヘルスカナダは、2 件の有害反応報告を受けとっており、そのうち一件は命に関わるものであったとしています。

http://www.hc-sc.gc.ca/ahc-asc/media/advisories-avis/_2010/2010_74-eng.php

日本でも、「ミラクルミネラルサプリメント (MMS)」（あるいは、ミラクルミネラルソリューション）という名称で、インターネットで販売されています。

7. バター代用品のバナस्पチ (Vanaspati : 部分水添油) のトランス脂肪酸規制 (インド)

バナस्पチは、インド、マレーシア、シンガポール等で、バター代用品として広く使用されています。5月7日、インドは、バナस्पチを含む部分水素添加植物油のトランス脂肪酸の上限を10%に規制し、さらに3年以内に5%に削減する方針を明らかにしました。(http://www.fssai.gov.in)

既に、シンガポールでは、トランス脂肪酸規制の第2段階として、本年12月1日までに、2%以下にする規制が進められています。

(農水省ホームページ : http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans_fat/t_kokusai/sgp.html)

8. 有機農場の卵にダイオキシン汚染 (ドイツ BfR)

5月10日、「飼料中にダイオキシン汚染が見つかったため、ドイツとオランダの有機養鶏場が閉鎖された。オランダの8農場とドイツの19農場が少なくとも1週間卵を販売できない。汚染源はウクライナ産のトウモロコシで、有機飼料に加工された。」との記事が配信されました。

ドイツBfRが5月5日に発表した卵中のダイオキシンの最大濃度は、14.89 WHO-PCDD /F-PCB-TEQ pg/g脂肪、オランダの食品検査機関による5月12日付報道発表では、規制値の2~4倍であったとのことです。

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:462110342848907::NO::F2400_P1001_BACK_P AGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,82684

9. グァーガムのダイオキシンによる汚染問題

2007年8月、ダイオキシン及びペンタクロロフェノールによって汚染されたスイスのユニペクチン社のグァーガムから製造されました食品添加物及びそれを使用したアイスクリーム等の食品の世界的な回収問題がありました。この問題の解決のために2009年10月に実施されましたFOVの視察報告書(FVO India 2009-8329)は、「グァーガム中のPCPやダイオキシン類の汚染源は依然として不明である。グァーガムの汚染の程度は当初考えられていたよりも広範囲にわたることがわかった。PCPの製造・販売に対する管理策の欠如は、今後も汚染の可能性を除去できないことを意味する。従って、輸出前の効果的な検査が、欧州における汚染の再発を防止する唯一の方策である。」と結論しました。

日本も多量のグァーガムを輸入しています。現在、ボランティアで分析中の結果が近々報告されます。

10. 「地鶏栃木しゃも」偽装表示、ブロイラー混入

5月13日、ブロイラーを混入した製品を「地鶏栃木しゃもの薫製」と偽装表示し販売したとして、栃木県は、栃木県鹿沼市上殿町の食肉製造販売業「栃木しゃも加工組合」(石沢慎一代表)に対し、JAS法と景品表示法に基づき、改善指示しました。

同組合は2008年1月から今年3月までの間で、「地鶏栃木しゃもの薫製スモークレバー」と「同スモーク砂肝」の2商品に、国産ブロイラーのレバーや砂肝を混ぜ、同県内と東京都内の物産展などで販売したという。2商品はいずれも1袋100グラム550円で、石沢代表によると計1500袋程度製造したが、販売数は不明とのことでした。

石沢代表は読売新聞の取材に対し、「需要が供給に追いつかず混ぜた。原材料欄には鶏肉と書いてあるので問題はないと思っていた」と話しているとのこと。 (2010年5月13日読売新聞)

<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20100513-OYT1T00979.htm>

1 1. 小麦に壊滅的な害をもたらす黒さび病が南アフリカに侵入 (Nature ニュース)

5月26日の「Nature ニュース」(online)は、突然変異し拡大する小麦黒さび病 Ug99 が南アフリカで発見され、いずれ欧米にも拡大し、甚大な被害をもたらす可能性を報じました。

<http://www.nature.com/news/2010/100526/full/news.2010.265.html>

1 2. フルーツジュースの紫外線処理によるフランの生成

フランは、IARC 2B (ヒトに対する発癌性が疑われる、Possibly Carcinogenic) です。

高フルクトースコーンシロップを入れたフルーツジュースをUV処理するとフランが生じるという。このフランの形成は、酸性で増加し、アスコルビン酸の存在下で抑制されました。

Food Chemistry Volume 122, Issue 4, 15 October 2010, Pages 937-942

1 3. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例 (2010年5月)

- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えてフェンバレレートが0.16ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。(本年4月も同様の事案あり。)
- ・株式会社カーギルジャパンがベネズエラから輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で、一律基準を超えて2,4-Dが0.02ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。(本年4月も同様の事案あり。)
- ・三井物産株式会社がガーナから輸入した生鮮カカオ豆の自主検査で、イミダクロプリドが0.07ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・阪和興業株式会社がベトナムから輸入した冷凍養殖えびの命令検査で、クロラムフェニコールが0.0006ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ガルフ食品株式会社が、中国から輸入した冷凍切り身さば(加熱加工用)の命令検査で、ロイコマラカイトグリーンが0.002ppm検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

同様な違反事案が繰り返されていることは、残念の極みです！！

以上。

(作成：2010年5月31日)